

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和元年 12 月 24 日 (火) 第 9 1 6 4 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	課税免除に関する届出書及び不均一課税適用申請書の一部改正 (413) (税務課) 2
	身体障害者福祉法による医師の指定 (414) (障がい福祉課) 2
	国土調査の成果の認証 (415) (農地・水保全課) 3
	保安林の指定予定 (416) (森林づくり推進課) 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (417) (西部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (418) (〃) 4
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (419) (〃) 4
	採石法による採取計画の認可の公表 (420) (西部総合事務所県土整備局) 4

告 示

鳥取県告示第413号

平成12年鳥取県告示第455号（課税免除に関する届出書及び不均一課税適用申請書について）の一部を次のように改正する。

令和元年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

様式第5号の裏面を次のように改める。

（裏面）

備考

- 1 この申請書は、原則として、次に掲げる日のいずれか遅い日までに提出してください。
 - (1) 新增設した工場等の家屋を事業の用に供することとなった日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日（個人にあつては事業の用に供することとなった日の属する年の翌年の3月15日）
 - (2) 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第7条第1項又は第2項の規定により延長された事業税の申告期限
 - (3) 産業成長応援補助金（鳥取県産業成長応援条例（令和元年鳥取県条例第4号）第4条第1項に規定する産業成長補助金をいう。）の交付の決定を受けた日の翌日から起算して2月を経過する日
- 2 この申請書には、次の書類を添付してください。ただし、土地が適用対象とならない申請については、(3)及び(4)の書類の添付は不要です。
 - (1) 産業成長応援補助金交付決定及び交付額確定通知書の写し（成長・規模拡大ステージ又は一般投資支援に係るものに限る。）
 - (2) 建物に係る登記事項証明書（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に規定する建物所在図の写しを含む。）
 - (3) 土地に係る登記事項証明書（不動産登記法第14条に規定する地図又は地図に準ずる図面の写しを含む。）
 - (4) 建築確認申請書の写し、建築工事請負契約書の写し、建物の引渡書の写し等建築の着手の日が確認できるもの
 - (5) その他必要と認められる関係書類

附 則

- 1 この告示は、令和元年12月24日から施行する。
- 2 鳥取県産業成長応援条例（令和元年鳥取県条例第4号）附則第3項の規定によりなお効力を有することとされる同条例附則第2項の規定による廃止前の鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）第4条に規定する企業立地事業補助金に係る不均一課税適用の申請については、なお従前の例による。

鳥取県告示第414号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
脳神経内科	聴覚・平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由	花島 律子	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
脳神経小児科	肢体不自由	山田 博之	〃

鳥取県告示第415号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
日野郡日野町	平成29年度及び平成30年度	日野町(福長の一部[20173140201])の地籍図及び地籍簿	日野町福長の一部	令和元年12月24日
〃	〃	日野町(福長の一部[20173140202])の地籍図及び地籍簿	〃	〃
〃	〃	日野町(舟場の一部[20173140206])の地籍図及び地籍簿	日野町舟場の一部	〃
〃	〃	日野町(貝原の一部(20173140204))の地籍図及び地籍簿	日野町貝原の一部	〃
〃	〃	日野町(貝原の一部(20173140205))の地籍図及び地籍簿	〃	〃
岩美郡岩美町	〃	岩美町(大字高山及び大字浦富の各一部[1701])の地籍図及び地籍簿	岩美町大字高山及び大字浦富の各一部	〃
〃	〃	岩美町(大字陸上の一部[1702])の地籍図及び地籍簿	岩美町大字陸上の一部	〃

鳥取県告示第416号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和元年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
日野郡日南町霞字悪塔上577の1、577の2、578の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第417号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年12月24日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社サンブレラ	サンサン訪問入浴	米子市米原四丁目4-11	令和元年12月10日	訪問入浴介護

鳥取県告示第418号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和元年12月24日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社サンブレラ	サンサン訪問入浴	米子市米原四丁目4-11	令和元年12月10日	介護予防訪問入浴介護

鳥取県告示第419号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年12月24日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	大山町社会福祉協議会通所介護 ほほえみ	西伯郡大山町赤坂764	令和元年11月27日	令和元年12月31日	通所介護

鳥取県告示第420号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和元年12月24日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
株式会社大協組	米子市蚊屋235-2	西伯郡伯耆町谷川字大谷988-1外9筆	せん緑岩（776,584立方メートル）	令和元年12月9日から	令和元年12月9日

代表取締役 小山 典久	(259,379平方メー トル)	令和 6 年 11 月 7 日まで
----------------	---------------------	----------------------